

学費支援奨学金申込み(大学・短期大学部)

学費支援奨学金を希望する受験生は「学費支援奨学金願書」および以下の必要関係書類を入学者選抜志願票等と一緒に提出してください。

※学費支援奨学金のお申込みは、総合型選抜、学校推薦型選抜(公募・指定校)、特待生選抜、一般選抜の各出願時に行うことができます。

1) 申込条件

経済的に就学が困難で勉学の意欲を有し、優秀な学業成績を収めた方で下記に該当する方から選考します。

- (1) 「日本学生支援機構」給付奨学金に採用されている場合は併用できません。「学費支援奨学金」採用後、「日本学生支援機構」給付奨学金に採用された場合、「学費支援奨学金」は取消となります。
- (2) 生計維持者(父母)の年間総収入額が、給与所得者の場合、合計 850 万円未満、給与所得者以外の場合は、総所得 355 万円未満である方
- (3) 本人および生計維持者(2名)の合計資産が 2,000 万円以上の場合は、申請できません。
(生計維持者が 1 名の場合は 1,250 万円以上)
※資産に不動産は含みません。(現金、預貯金、有価証券の合計額)
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日現在、満 25 歳未満の方

2) 提出書類

①学費支援奨学金願書	本人および保証人(学費負担者)が署名捺印してください。 本学ウェブサイトより所定用紙をダウンロードし、記入してください。 (A4 用紙 2 枚で印刷すること。※両面印刷不可)
②収入に関する証明書類	「3)収入に関する証明書類」を参照し準備してください。

3) 収入に関する証明書類 (令和 5(2023 年)1 月~12 月分)

(1) 証明書類が必要となる対象者

生計維持者(父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の収入に関する証明書類を用意してください。

収入に関する証明書は、次の人のものが必要です。

①父母がいる場合	父母それぞれの証明書
②一人親の場合 (両親が離婚している場合を含む)	父または母 (本人と生計をともにしている人)の証明書
③父母が両方ともいない場合	父母に代わって家計を支えている人 (2 人いれば 2 人それぞれの)証明書

(2) 必要な証明書類について

① 市区町村発行の令和 5 年(2023 年 1 月～ 12 月)分の課税(非課税)証明書(原本)

※課税(非課税)証明書は全ての項目が記載されているもの

※配偶者が専業主婦(夫)で扶養になっていても収入(無収入)の証明書が必要です。

収入がないことの証明書は、市区町村発行の「非課税証明書」等(所得金額 0 円と記載)のあるものとなります。

※配偶者が専従者の場合も課税(非課税)証明書は必要です。

※「給与所得等に係る市民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」でも構いません。

その場合は発行年にご留意ください。

※非課税の収入についても給与所得として扱います。

② 日本学生支援機構給付奨学金を申請し、手元に「採用候補者決定通知」がある場合は、そのコピー

(注 1) 提出書類はいずれも返却いたしません。

(注 2) その他大学より書類の提出を求める場合がありますので、その指示に従ってください。

(注 3) すべての書類が揃っていない場合は、書類不備で不採用となりますので、ご注意ください。

(注 4) 家計基準のみで審査するものではありません。

お問い合わせ先

学生生活支援室 044-953-9835(平日 8:45～17:15)